

○顕彰規則

(平成 4 年 3 月 23 日規則第 6 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉に貢献し、その功績顕著なるものを顕彰し、福祉の一層の増進を図ることを目的とする。

(種類)

第 2 条 顕彰の種類は、表彰及び感謝とする。

(対象)

第 3 条 顕彰は次に掲げるものについて、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）がこれを行う。

(1) 地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの

- ア 民生委員・児童委員
- イ 自治区長
- ウ 保護司
- エ 社会福祉団体の役員
- オ 民間社会福祉施設の従事者
- カ 各種相談員

(2) 福祉活動で特に市民の模範となるもの

- ア ボランティア活動に功労のあるもの

(3) その他特に顕彰することを適当と認めるもの

- ア 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会の役員等
- イ 高齢者又は心身障がい者の介護者
- ウ その他社会福祉事業推進に功労のあるもの

(時期)

第 4 条 顕彰は、豊田市社会福祉大会でこれを行う。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(選考)

第 5 条 会長は、表彰及び感謝の対象となるものの推薦を受けたときは、豊田市社会福祉協議会顕彰者選考委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いて、決定するものとする。ただし、金銭及び物品の寄付者に対する顕彰はこの限りでない。

2 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

3 委員会の委員は、事務局次長、地域福祉推進室長及び総務課長をもって充てる。ただし、委員長が必要であると認めるときは、臨時に委員を加えることができる。

4 委員長は、会務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

7 委員会の事務局は、総務課内に置く

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 顕彰規程（昭和 62 年規程第 7 号）は、廃止する。

付 則（平成 4 年 9 月 22 日規則第 18 号）

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 24 日規則第 5 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 5 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 5 月 27 日規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 4 月 1 日規則第 12 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。